

平成 2 8 年度

国土交通省税制改正要望事項

平成 2 7 年 8 月

国 土 交 通 省

目 次

平成28年度国土交通省税制改正要望（主要項目）	1
平成28年度国土交通省税制改正要望（主要項目の概要）	2
平成28年度国土交通省税制改正要望事項 説明資料	
I. 豊かで安全・安心な暮らしの実現	
○新築住宅に係る税額の減額措置の延長	5
○認定長期優良住宅に係る特例措置の延長	6
○買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長	7
○耐震、バリアフリー、省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置の延長・拡充	8
○空き家の発生を抑制するための特例措置の創設	9
○サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	10
○居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長	11
○防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置の創設	12
○津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置の延長	13
II. 地域の魅力を生かした活力ある地域づくり	
○低未利用地が散在するまちのにぎわいを再生するための制度改正に伴う特例措置の拡充	14
○都市農業振興基本法の制定を受けた都市農地・緑地に係る所要の措置	15
○地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充	16
○寄附金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大	17
○JR九州の完全民営化に伴う税制上の所要の措置	18
○JR北海道・JR四国に交付する助成金に係る圧縮記帳	19
○並行在来線の鉄道施設に係る特例措置の延長	20
○都道府県の条例に定める乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長	21
○国内線航空機に係る特例措置の延長	22
III. 成長戦略の推進と国際競争力の更なる強化	
○自動車の車体課税の見直し	23
○新たな物流効率化のための計画に係る特例措置の創設等	24
○JR貨物が取得する機関車・コンテナ貨車に係る特例措置の延長	25
○鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の延長・拡充	26
○国際船舶の登記に係る特例措置の延長・拡充	27
○成田国際空港株式会社の事業用資産に係る特例措置の延長	28
IV. 主要項目以外の項目	29

平成28年度国土交通省税制改正要望(主要項目)

I. 豊かで安全・安心な暮らしの実現

1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ① 新築住宅に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- ② 認定長期優良住宅に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税)
- ③ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長(登録免許税)
- ④ 耐震、バリアフリー、省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置の延長・拡充(固定資産税)
- ⑤ 空き家の発生を抑制するための特例措置の創設(所得税)
- ⑥ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(所得税・法人税)
- ⑦ 居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長(所得税・個人住民税)

2. 防災・減災対策の強化

- ① 防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置の創設(固定資産税)
- ② 津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置の延長(固定資産税)

II. 地域の魅力を生かした活力ある地域づくり

1. 都市の競争力・魅力の向上

- ① 低未利用地が散在するまちのにぎわいを再生するための制度改正に伴う特例措置の拡充(所得税・法人税等)
- ② 都市農業振興基本法の制定を受けた都市農地・緑地に係る所要の措置(相続税・固定資産税等)

2. 観光立国の推進

- ① 地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税等)
- ② 寄附金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大(法人税等)

3. 活力ある交通ネットワークの形成

- ① JR九州の完全民営化に伴う税制上の所要の措置(事業税・固定資産税等)
- ② JR北海道・JR四国に交付する助成金に係る圧縮記帳(法人税)
- ③ 並行在来線の鉄道施設に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税等)
- ④ 都道府県の条例に定める乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長(自動車取得税)
- ⑤ 国内線航空機に係る特例措置の延長(固定資産税)

III. 成長戦略の推進と国際競争力の更なる強化

1. 自動車の車体課税の見直し

- ① 環境性能課税導入時における事業用自動車等への軽減措置、グリーン化特例の延長等(自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

2. 交通インフラの機能強化

- ① 新たな物流効率化のための計画に係る特例措置の創設等(法人税・固定資産税等)
- ② JR貨物が取得する機関車・コンテナ貨車に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ③ 鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の延長・拡充(固定資産税等)
- ④ 国際船舶の登記に係る特例措置の延長・拡充(登録免許税)
- ⑤ 成田国際空港株式会社の事業用資産に係る特例措置の延長(固定資産税等)

平成28年度国土交通省税制改正要望(主要項目の概要)

I. 豊かで安全・安心な暮らしの実現

1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ①新築住宅に係る固定資産税の減額措置(戸建て3年間、マンション5年間、1/2 減額)の2年延長
- ②認定長期優良住宅の普及促進を目的とした以下の特例措置の2年延長
 - ・登録免許税:所有権保存登記(一般住宅 0.15%→0.1%)、所有権移転登記(一般住宅 0.3%→戸建て0.2%、マンション0.1%)
 - ・不動産取得税:課税標準からの控除額の特例(一般住宅1,200万円→1,300万円)
 - ・固定資産税:新築住宅特例(1/2 減額)の適用期間を延長(戸建て3年→5年、マンション5年→7年)
- ③買取再販事業者により一定の質の向上のための改修工事が行われた中古住宅を取得した場合の登録免許税の特例措置(所有権移転登記:一般住宅0.3%→0.1%)の2年延長
- ④住宅ストックの性能の向上を図るため、以下の住宅リフォームをした場合の固定資産税の特例措置を3年延長、対象住宅を一部拡充
 - ・耐震改修:工事の翌年度1/2 軽減、特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の場合は2年間1/2 軽減
 - ・バリアフリー改修:工事の翌年度1/3 軽減、平成19年以降に新築された住宅についても対象を拡充
 - ・省エネ改修:工事の翌年度1/3 軽減、平成20年以降に新築された住宅についても対象を拡充
- ⑤空き家の発生を抑制するため、旧耐震基準の下で建築された居住用家屋を相続し、相続後一定期間内に耐震リフォーム又は除却を行った場合に、標準工事費の10%を所得税額から控除する特例措置を創設
- ⑥サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却制度(5年間14%等)について適用要件を一部見直した上で、2年延長
- ⑦居住用財産の買換え等に係る特例措置(譲渡益に係る課税繰延べ、譲渡損に係る損益通算及び繰越控除)の2年延長

2. 防災・減災対策の強化

- ①一般電気事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路等の防災上重要な道路で無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置(課税標準5年間1/2)の創設
- ②市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等(防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設)に係る固定資産税の特例措置(課税標準4年間1/2)の4年延長

Ⅱ. 地域の魅力を生かした活力ある地域づくり

1. 都市の競争力・魅力の向上

- ①低未利用地が散在する地方都市におけるまちのにぎわいを再生するための制度改革に伴う特例措置の拡充
 - ・所得税・法人税等：権利変換において従前資産の譲渡がなかったものとみなす特例、清算金を取得した場合の代替資産取得特例又は 5,000 万円特別控除等
 - ・登録免許税：事業の施行に必要な登記について非課税
 - ・不動産取得税：権利変換により取得した不動産価格の課税標準の算定について従前資産価格割合を控除
- ②都市農業振興基本法の制定を受け、都市農地・緑地の保全に資する所要の措置を検討

2. 観光立国の推進

- ①地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充
 - ・免税の対象となる、一般物品の最低購入金額を「10,000 円超」から「5,000 円以上」に引き下げる。
 - ・旅行者情報・購買情報等を店舗において電子的に収集・活用する仕組みの構築に向けた検討と連動して、将来的な免税手続の電子情報化に向けて検討する。
 - ・その他、課題解決に必要な所要の措置を検討する。
- ②寄附金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大
 - ・(独)国際観光振興機構(JNTO)が寄附金の募集、交付金の交付等により開催の円滑化を図るべき国際会議等について、参加国数を「おおむね 10 か国以上」から「おおむね 3 か国以上」に緩和する等、範囲を拡大。

3. 活力ある交通ネットワークの形成

- ①JR 九州完全民営化に向けた法改正の施行に伴い、以下の特例措置等の適用において同様に取り扱われるよう、税制上の所要の措置を講ずる。
 - ・固定資産税等の特例措置(三島特例：課税標準 1/2、承継特例：課税標準 3/5)
 - ・事業税の外形標準課税(資本割)に係る特例措置(資本準備金に係る商法の特例を適用した金額を資本等の金額から控除)
- ②JR北海道・JR四国に交付する助成金に係る圧縮記帳
 - ・対象となる国庫補助金等の範囲に(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が JR 北海道・JR 四国の安全対策等に対し交付する助成金を追加する。
- ③整備新幹線の開業に伴いJRから経営分離される並行在来線の鉄道施設に係る特例措置(登録免許税：免税、不動産取得税：非課税、固定資産税等：課税標準 20 年間 1/2)の7年延長

- ④都道府県の条例に定める生活路線を運行する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置の1年延長
- ⑤国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の特例措置(大型機:課税標準3年間2/3等)の2年延長

Ⅲ. 成長戦略の推進と国際競争力の更なる強化

1. 自動車の車体課税の見直し

- ①平成27年度与党税制改正大綱等に沿って、以下の方向で見直しを行う。
 - ・自動車取得税:消費税率10%への引上げ時に廃止する。
 - ・自動車税・軽自動車税:環境性能割において、技術開発の動向等も踏まえて、事業用自動車や軽自動車への軽減措置等を講じる。グリーン化特例を延長するとともに、環境性能割の導入時にその軽減を強化する。
 - ・自動車重量税:環境性能割の導入にあわせ、エコカー減税の対象範囲を、平成32年度燃費基準の下で見直すとともに、基本構造を恒久化する。

2. 交通インフラの機能強化

- ①輸送手段の転換、輸送と保管の機能連携等による物流の効率化を促進するため、新たな物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置を創設するなど所要の見直しを行う。
 - ・貨物用鉄道車両等:固定資産税の特例措置(課税標準5年間3/5)
 - ・特定輸送保管連携業務施設:法人税等の割増償却(5年間10%)、固定資産税等の特例措置(課税標準5年間1/2等)
- ②JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得する機関車又はコンテナ貨車に係る固定資産税の特例措置(課税標準5年間3/5)の2年延長
- ③鉄道事業者等が取得する一定のバリアフリー施設に係る固定資産税等の特例措置(課税標準5年間2/3)の2年延長及び拡充(ホームドアシステムについて1日あたり利用者数10万人以上の駅を含む路線の駅等を追加)
- ④国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置(本則4/1000→特例3.5/1000)の2年延長及び拡充(一定の船齢5年以上の船舶の追加)
- ⑤成田国際空港株式会社の事業用資産に係る固定資産税等の特例措置(課税標準5/6)の2年延長

平成28年度国土交通省税制改正要望事項

説明資料

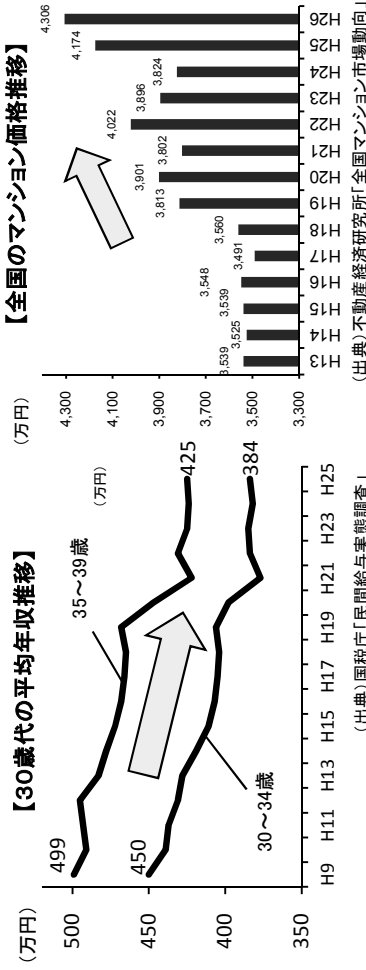
新築住宅に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)

住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図るため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。

施策の背景

住宅取得に係る負担軽減の必要

- 住宅の一次取得者層である30歳代の平均年収は低下傾向にある一方で、住宅価格は上昇傾向にあり、住宅取得環境は悪化。
また、平成29年4月に消費税が引き上げられる中、住宅取得者の初期負担軽減が必要。
- 本特例は貸家も対象としており、仮に本措置が講じられないと、増税額が家賃に転嫁されるなど、賃貸住宅の入居世帯の負担が増加するおそれ。



基礎的なストックの質の向上の必要

- 住宅の基礎的な「質」である耐震性は未だ不十分。
- 耐震化を進める上での主要な手段である新築・建替えを支援する必要がある。

【住宅の耐震化率】

現状(平成25年推計)
耐震化率 約82%

総戸数約5,200万戸のうち、耐震性あり 約4,300万戸
耐震性なし 約 900万戸



目標(平成32年)
耐震化率 95%

※住生活基本計画

要望の概要

新築住宅に係る固定資産税の減額措置

①一般の住宅:3年間 税額1/2減額

②マンション:5年間 税額1/2減額

適用期限(平成28年3月31日)を2年延長

政策目標:無理のない負担での良質な住宅の確保

認定長期優良住宅に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税)

耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される住宅の普及を促進するため、認定長期優良住宅に係る登録免許税、不動産取得税、固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長する。

施策の目標

「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」等を踏まえ、将来にわたり活用される良質な住宅ストックの形成を進め、成熟社会にふさわしい豊かな住生活の実現を図ることを目的とする。

【目標】 新築住宅における認定長期優良住宅の割合

8.8% (※) → 20% (平成32年度) ※認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月～平成22年3月の数値

施策の背景

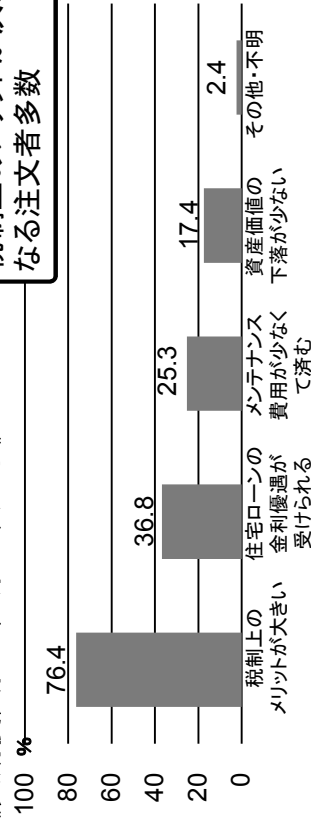
住宅ストックは量的に充足した一方で、

- ▶ 本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来
- ▶ 環境問題や資源・エネルギー問題の深刻化

「住宅を作っては壊す」社会から、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へと移行することが重要
 (「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」より)

有効性

《長期優良住宅建築の決め手》



税制上のメリットが決め手になる注文者多数

要望の概要

登録免許税

税率を一般住宅特例より引き下げ

所有権保存登記:

一般住宅特例0.15% → 0.1%

所有権移転登記:

一般住宅特例0.3% → 戸建て: 0.2%
マンション: 0.1%

不動産取得税

課税標準からの控除額を一般住宅特例より増額

一般住宅特例1,200万円 → 1,300万円

固定資産税

一般住宅特例(1/2減額)の適用期間を延長

戸建て: 3年 → 5年

マンション: 5年 → 7年

適用期限(H28.3.31)を2年延長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律

良質な住宅が建築され、長期にわたり良好な状態で使用するため、耐久性、耐震性、維持保全容易性、可変性等を備えた住宅を認定

平成26年度の認定戸数: 99,905戸

《長期優良住宅認定基準のイメージ(戸建て)》

劣化対策

数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること

長期に利用される構造躯体において対応しておくべき性能

必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること

維持管理・更新の容易性

内装・設備の清掃・点検・補修・更新を容易に行うために必要な措置が講じられていること

耐震性

免震建築物であること又は耐震等級2であること等

計画的な維持管理

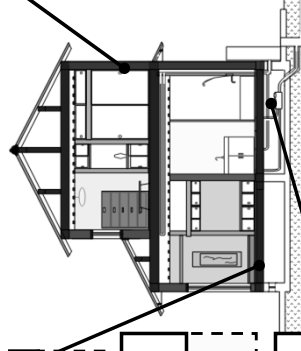
定期的な点検・補修等に関する計画が策定されていること

住戸面積

75㎡以上かつ一つの階が40㎡以上(地域の実情により増減可)

居住環境

良好な景観の形成等に配慮されたものであること



買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長（登録免許税）

既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進め、国民の住生活の向上を図るとともに、市場規模の拡大を通じた経済の活性化に資するため、一定の質の向上を図られた既存住宅を取得した場合の登録免許税の特例措置について延長する。

施策の背景

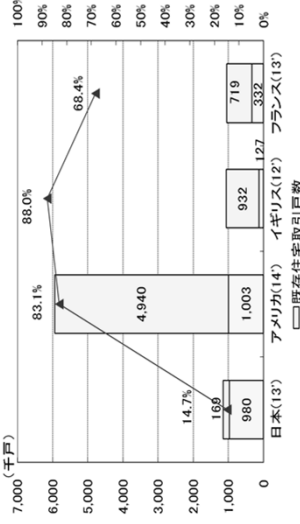
ライフステージに応じた住宅の無理のない負担での確保

- 住宅の一次取得者層である30歳代の平均年収及び平均貯蓄は低下傾向にある
- また、各世帯がニーズにあった広さの住宅に住めておらず、居住人数と住宅の広さにミスマッチが生じている
- そのため、子育て世帯等が良質な住宅を確保できるようになるなど、国民がライフステージに応じた住宅を無理のない負担で確保できるようにすることが必要であり、既存住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化が重要

既存住宅の流通シェアは、欧米諸国と比較すると低い水準

- 全住宅流通量に占める既存住宅流通量シェアは、欧米は70-90%に対し、日本は15%にとどまる

(既存住宅流通シェアの国際比較)



(参考)

- 「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月閣議決定)：中短期工程表「立地競争力の更なる強化」、「国民の「健康寿命」の延伸」・既存住宅流通・リフォーム市場規模を倍増【10兆円(2010年)→20兆円(2020年)】

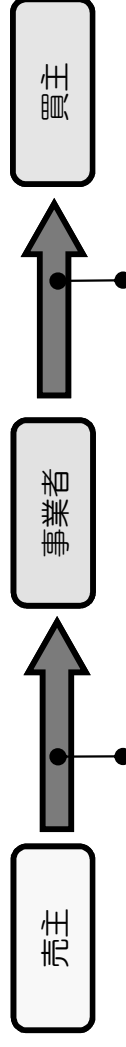
要望の概要

買取再販は、ノウハウを有する宅地建物取引業者が効率的・効果的に住宅ストックの質の向上を図る事業形態であり、中古住宅の質に関して消費者に一定の安心感を与えるものであることから、既存住宅流通・リフォーム市場拡大の起爆剤として期待。

現行制度の概要

- 宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための改修工事が行われた既存住宅を取得する場合には、買主に課される登録免許税の税率を一般住宅特例より引き下げること、消費者の負担を軽減する。

リフォーム工事(一定の質の向上)※



- 不動産取得税
- 登録免許税

- 不動産取得税
- 登録免許税

住宅の築年月日に応じ、一定額を減額(最大36万円)
(H27.4.1-H29.3.31)

所有権移転登記: 0.1%
(本則2%、一般住宅特例0.3%)
(H26.4.1-H28.3.31)

※耐震、省エネ、バリアフリー、水回り等のリフォーム

要望内容

現行制度の適用期限(平成28年3月31日)を2年延長する

耐震・バリアフリー、省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置の延長・拡充(固定資産税)

住宅の耐震化・バリアフリー化・省エネ化を進め、住宅ストックの性能の向上を図るため、住宅のリフォーム(耐震・バリアフリー・省エネ改修)をした場合の特例措置を延長・拡充する。

施策の背景

○ リフォームにより住宅ストックの性能を高めるとともに、リフォーム市場を活性化することが必要。

【日本再興戦略における目標】2020年までにリフォーム市場規模倍増

- 我が国の住宅ストックは量的には充足。今後は「住宅を作っては壊す」社会から、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へと移行し、既存の住宅ストックを最大限に活用することが重要。
- 我が国の住宅投資に占めるリフォーム投資の割合は28.4%で、諸外国(英:55.7%、仏:53.0%、独:73.8%)と比較して小さい。

要望の概要

現行制度の概要

固定資産税

工事翌年(*)の固定資産税の一定割合を減額

特例割合	適用期限
耐震 1/2減額	H27.12
バリアフリー 1/3減額	H28.3
省エネ 1/3減額	H28.3

(*) 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の耐震改修は2年間1/2減額

※耐震とバリアフリー又は省エネとは重量適用不可。
バリアフリーと省エネは重量適用可。

バリアフリー改修工事のイメージ



洗面所入口の拡幅工事



- ・壁を一部解体し、出入口を拡幅
- ・段差解消



耐震改修工事のイメージ



戸建住宅
(筋交いの設置等)

共同住宅
(外付けフレーム補強)



高断熱窓に取替え

複層ガラス

- 板ガラス
- スペーサー
- 乾燥剤
- 封着剤

耐震・バリアフリー・省エネ： 適用期限(耐震改修:H27.12.31、 バリアフリー・省エネ改修:H28.3.31) を3年延長

➢ バリアフリー・省エネ(拡充)
以下の住宅についても対象とする

- ・バリアフリー：H19.1以降に新築
- ・省エネ：H20.1以降に新築

政策目標：

住宅ストックの性能の向上

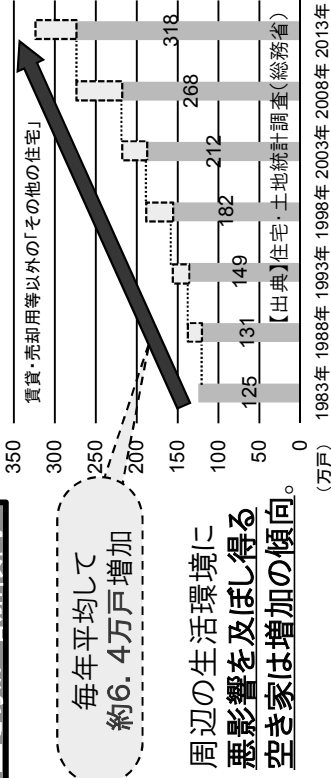
リフォーム市場の拡大を通じた経済の活性化

空き家の発生を抑制するための特例措置の創設(所得税)

空き家の発生を抑制する観点から、旧耐震基準の下で建築された居住用家屋を相続した場合における①耐震リフォーム又は②除却を促すため、所得税の税額控除制度を創設する。

施策の背景

空き家が増加傾向



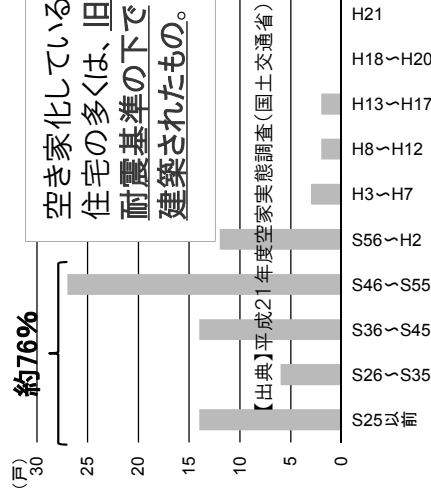
空き家対策の位置付け

- 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年11月成立)
 - ・地域住民の生活環境の保全、空家等の活用促進のため、空家等に関する施策を総合的・計画的に推進(第1条)
 - ・空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努める(第3条)
 - ・空家等対策の適切かつ円滑な実施のため、必要な財政上の措置及び税制上の措置を講ずる(第15条)
- 骨太の方針2015(平成27年6月30日閣議決定)
 - 「空き家等の適切な管理・利活用を推進する」

住宅政策上の重要課題

空き家の発生抑制を含め、適切な管理・利活用を推進し、地域の適正な居住環境を確保していくことは、住宅政策の重要な政策課題。

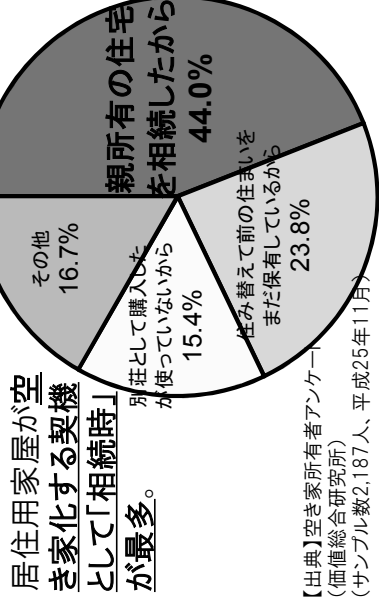
旧耐震基準が特に問題



空き家化している住宅の多くは、旧耐震基準の下で建築されたもの。

相続が原因で空き家が発生

＜個人住宅が空き家となった理由＞



大きなコスト(必要経費)負担

空き家の耐震改修や除却には、概ね150万円～250万円の費用がかかる。(国土交通省調べ)



(長期間人が住んでいない空き家)

支援に当たっての考え方

旧耐震基準住宅を相続した相続人は、空家法でも前提とされている空き家の所有者責任を果たす観点から、自らの意思にかかわらず、不可避免的に、空き家の管理コスト(経費)を負担する必要に迫られる。

空き家の所有者が行う耐震リフォーム・除却に要する経費の支援を通じて、空き家の発生を抑制

要望の概要

平成28年4月1日から一定期間内に、旧耐震基準の下で建築された居住用家屋を相続し、相続後一定期間内に①耐震リフォーム又は②除却を行った場合、標準工事費(上限250万円)の10%を所得税額から控除する制度を創設する。

※ 被相続人のみが居住しており、相続後、空き家となった場合に限る

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(所得税・法人税)

要介護状態にある高齢者の急速な増加に対応する必要があることから、医療・介護サービスとの連携が図られたサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る所得税及び法人税の特例措置の適用要件を一部見直した上で、適用期限を2年間延長する。

施策の背景

- 要介護状態にある高齢者は急速に増加しており、要介護の重度化に対応した住まいの確保を図ることが不可欠。
- このため、サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護サービスとの連携を促進することが必要。

医療・介護サービスとの連携が図られたサ高住の例



■ (参考) 政府計画における位置づけ

経済財政運営と改革の基本方針2015(H27.6.30閣議決定)

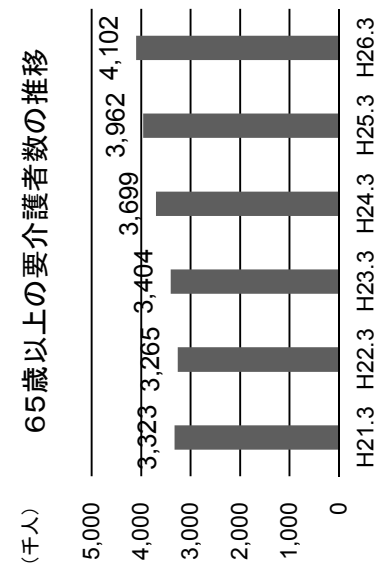
- 在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築する
- 在宅医療・介護の拡大に対応した高齢者向け住宅…の供給を拡大

サービス付き高齢者向け住宅の登録基準

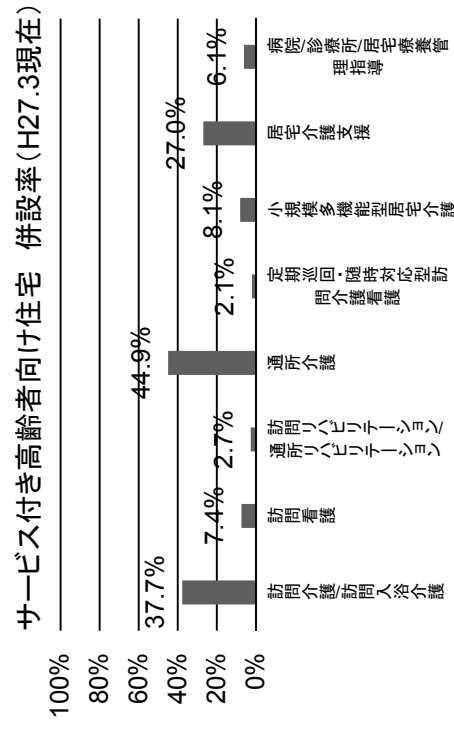
- ハード
 - ・床面積は原則25㎡以上
 - ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
 - ・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)



要介護状態にある高齢者は増加傾向



サ高住における医療・介護施設との併設率は不十分な状況



日本再興戦略改訂2015(H27.6.30閣議決定)

- ・サービスの提供をすること(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)
 - ・サービスの提供をすること(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)
- サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地や質の確保に向けた取組の実施

住生活基本計画(H23.3.15閣議決定)

医療・介護・住宅が連携し高齢者が安心して暮らせる住まいを確保するため、サービス付きの高齢者向け住宅の供給を促進する

- サービス
 - ・サービスの提供をすること(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)
 - ・契約内容
 - ・敷金・家賃
 - ・サービス対価以外の金銭を徴収しないこと等

要望の概要

- 平成27年3月31日までに取得等
 - 5年間 割増償却 28%(耐用年数35年以上40%)
- 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等
 - 5年間 割増償却 14%(耐用年数35年以上20%)

要件

床面積: 25㎡以上/戸
(専用部分のみ)

戸数: 10戸以上 等

適用期限の2年間延長(平成30年3月31日まで)

- ・5年間 割増償却 14%
(耐用年数35年以上20%)
- ・特定の医療・介護施設の併設要件を追加

要望

現行

※有料老人ホームも登録可

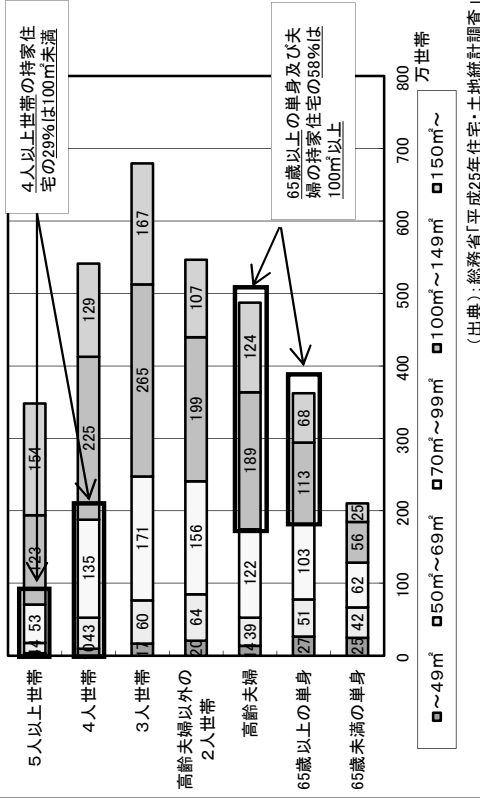
居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長(所得税・個人住民税)

国民一人一人が、それぞれのライフステージに応じた住宅を、無理のない負担で円滑に取得できる住宅市場を実現するため、居住用財産の買換え等に係る特例措置の適用期限を2年延長する。

施策の背景

居住のミスマッチ

世帯人数の多い世帯と高齢者単身・夫婦世帯が住む住宅の広さにミスマッチがみられる



住宅売却損益の発生状況

居住用財産の譲渡のうち、約85%において売却損が発生しており、住替えの支障となっている。

また、譲渡益が発生する場合にも、多額の税負担が発生する。



(出典): (一社)不動産流通経営協会

要望の概要

譲渡損に係る繰越控除・譲渡益に係る課税の繰延べ

居住用財産の譲渡に当たり、譲渡損又は譲渡益が生じた場合にに応じて、それぞれ税制上の特例措置を講ずる。

【譲渡損が生じた場合】

・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

→ 住宅の住替え(買換え)で譲渡損失が生じた場合であって、買換資産に係る住宅ローン残高がある場合は、譲渡損失額を所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)

・居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

→ 住宅を譲渡した際に譲渡損失が生じた場合であって、譲渡資産に係る住宅ローン残高が残る場合は、住宅ローン残高から譲渡額を控除した額を限度に、所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)

【譲渡益が生じた場合】

・居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例

→ 住宅の住替え(買換え)で、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以下の場合には、譲渡がなかったものとして、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以上の場合は、その差額分について譲渡があったものとして課税

適用期限(平成27年12月31日)を2年延長

政策目標: 多様なライフステージに応じた円滑な住替えの実現

防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置の創設(固定資産税)

防災上重要な道路における無電柱化を促進するため、一般電気事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路等において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置を創設する。

施策の背景

- 全国には約3,500万本の電柱があり、毎年約7万本ずつ増加している現状。
- 東日本大震災等では、電柱の倒壊により道路啓開が阻害されるなど緊急車両の通行をはじめとすると交通に支障が発生。
- 災害時における電柱の倒壊を未然に防止するためには、道路管理者と電線管理者が連携して無電柱化を進めることが不可欠。
- 防災上重要な道路の無電柱化を促進するため、道路管理者による道路法第37条に基づく新設電柱の占用禁止の取り組みに加え、電線管理者が整備する設備等のコスト負担を軽減する支援措置が必要。

【地震発生時の電柱の倒壊状況】



【阪神・淡路大震災の例】

【各種災害発生時の電柱の倒壊状況】

災害	年月	名称	電柱の倒壊状況
地震	1995年1月	阪神・淡路大震災 (兵庫県南部地震)	電力:約4,500本 ^{※1} 通信:約3,600本 ^{※2} (供給支障に至ったもののみ) <small>※1 地震に強い電柱設備のために(設備エネルギー削減) ※2 NTT調べ</small>
台風	2003年9月	台風14号	宮古島市全体 電柱800本 ^{※3} <small>※3 沖縄電力調べ</small>
津波	2011年3月	東日本大震災 (東北地方太平洋沖地震)	電力:約28,000本 ^{※4} 通信:約28,000本 ^{※5} (供給支障に至ったもののみ) <small>※4 電力中央研究所調べ ※5 NTT調べ</small>

要望の概要

- 防災上重要な道路における無電柱化を促進するため、電線管理者に対し固定資産税の特例措置を創設。
- ・ 対象施設:電線管理者が防災上重要な道路で無電柱化を行う際に新たに取得した電線等
- ・ 特例措置の内容:固定資産税の課税標準を5年間1/2に軽減
- ・ 特例期間:5年間(平成28年度～平成32年度)

※ 防災上重要な道路:緊急輸送道路又は防災・安全交付金により地中化事業を実施した道路。

津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)

市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等(防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設)に係る固定資産税の特例措置を4年間延長する。

施策の背景

- 臨海部に存する港湾においては、行政が所有・管理する港湾施設だけでなく、民間企業が所有・管理する港湾施設も存在し、当該地域の総合的な津波対策の推進には、当該地域の民間企業と一体となった総合的な津波対策が重要(単に当該企業の防災機能向上のみならず、地域の防災対策を補完し、地域全体の防災力の向上にも寄与する)。
- 他方、津波対策は非収益投資であり、また資産額も大きいことから償却費の負担も高額となるため、投資の優先順位が上がりにくい。さらに、これを適切に維持・管理していくためには多額のランニングコストが発生するため、整備が進みにくい。
- このため、真に津波災害に強い国土・地域づくりの実現に向けては、民間企業が実施する津波対策に対して税制上の優遇を行い、これを促進していくことが必要。

要望の概要

津波防災地域づくりに関する法律の「基本指針」に基づき、かつ、都道府県が設定する「津波浸水想定」を踏まえて市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に位置づけられた、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等(防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設)に係る課税標準の特例措置の延長(4年間)

【特例措置の内容】

- 特例内容: 固定資産税の課税標準 1/2 (取得後4年間)
- 特例期間: 平成28年4月1日～平成32年3月31日(4年間)

【津波防災対策の例】



【既設護岸・防潮堤の改良例(嵩上げ)】



【胸壁の設置例】



【津波避難施設の設置例】

低未利用地が散在するまちのを再生するための制度改革に伴う特例措置の拡充 (所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・個人住民税・法人住民税・事業税)

低未利用地が散在する地方都市におけるまちのを再生するための制度改革に伴い特例措置を拡充する。

施策の背景

- 地方都市の中心市街地においては、大規模小売店舗の撤退や相続を契機とした空き家・空き店舗が増加が進展するとともに、青空駐車場等の低未利用地への転換が進展。建物が歯抜け状態に点在する街並みが発生し、地域の活力が低下。
- このような状況に対応するため、有用な既存ストックを残しつつ土地の整序を行い、散在する低未利用地を集約して有効活用する手法を創設。
 - ⇒ 連続的な街並みを形成し、にぎわいを創出。
 - ⇒ 立地適正化計画や関連する支援制度を活用し、集約した低未利用地に、地域の核となる施設（医療・子育て支援・看護・介護等）を整備することにより、コンパクトシティの実現にも寄与。

【まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）（抄）Ⅲ. 2. (4) (イ) 地方都市における経済・生活圏の形成】

医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の誘導による都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成により、高齢者や子育て世代にとって、安心して暮らせる健康で快適な生活環境の実現、財政面及び経済面において持続可能な都市経営等を推進していく。

要望の概要

新たな市街地整備手法による円滑な事業推進のために、次の税制特例の拡充等を要望

【所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税】

- ・市街地再開発事業に係る個別利用区への権利変換において従前資産の譲渡がなかったものとみなす。
- ・市街地再開発事業に係る個別利用区への権利変換において清算金を取得した場合の代替資産取得の特例又は5,000万円控除

【法人税・法人住民税・事業税】

- ・市街地再開発事業におけるグループ法人税制の適用に係る所要の措置

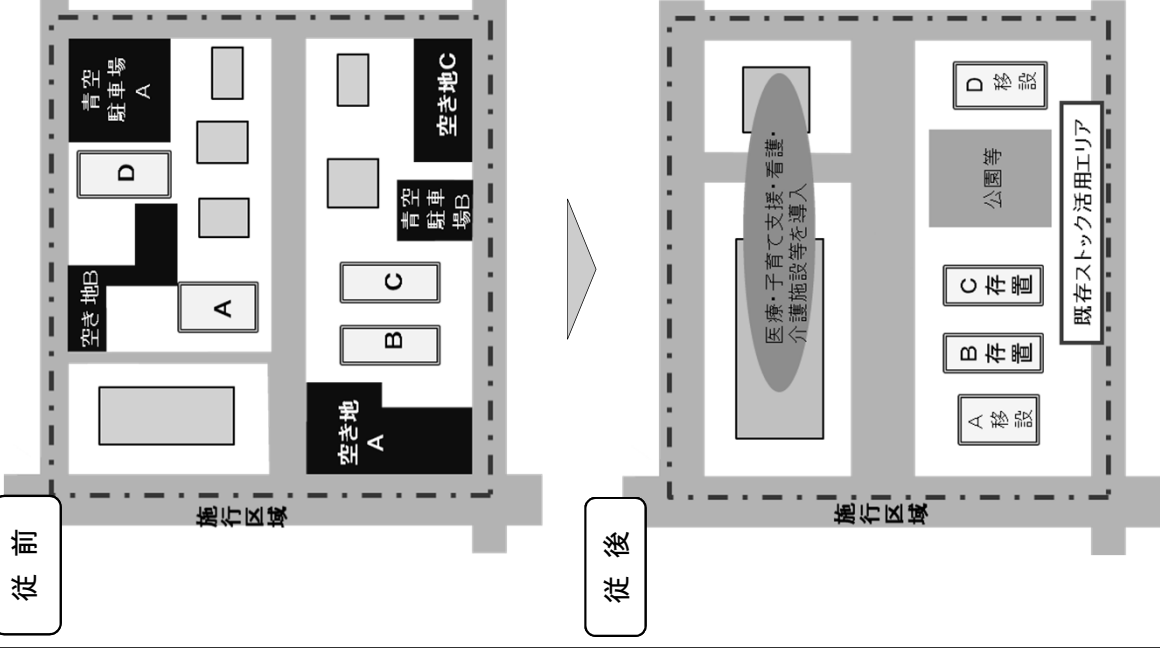
【登録免許税】

- ・市街地再開発事業の施行に必要な登記について非課税

【不動産取得税】

- ・市街地再開発事業の個別利用区への権利変換により取得した不動産価格の課税標準の算定について従前資産の価格の割合を控除

新たな市街地整備手法のイメージ



都市農業振興基本法の制定を受けた都市農地・緑地に係る所要の措置(相続税・固定資産税等)

都市農業振興基本法(平成27年4月22日法律第14号)の制定を受け、都市農地・緑地の保全に資する税制上の所要の措置を検討する。

施策の背景

都市農業振興基本法の成立(第189回通常国会)

- 都市農業振興基本法においては、都市農業の安定的な継続を図ること、都市農業の有する多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することが目的とされた。
- 政府は、都市農業振興基本計画を策定するほか、土地利用に関する計画の策定等のための施策、都市農地に関し必要な税制上の措置等を講ずるものとされた。

都市農業振興基本法(平成27年4月22日法律第14号)(抄)

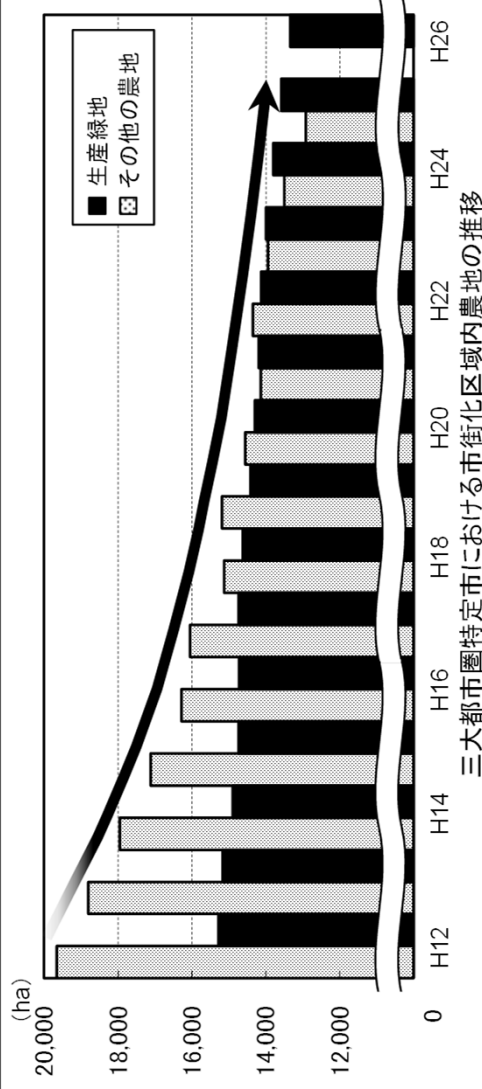
第8条 政府は、都市農業の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

第13条 国及び地方公共団体は、都市農業のための利用が継続される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成を図るため、都市農業のための利用が継続される土地に関し、的確な土地利用に関する計画が策定され、及びこれに基づき土地利用の規制その他の措置が実施されるために必要な施策を講ずるものとする。

第14条 国及び地方公共団体は、土地利用に関する計画及びこれに基づく措置を踏まえ、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業のための利用が継続される土地に関し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。

社会資本整備審議会都市計画部会都市計画制度小委員会「中間とりまとめ(平成24年9月)」

- 都市計画の制度面、運用面において、「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」の双方が共に実現された都市を目指すべき都市像とする。
- 市街化区域内農地については、良好な生活環境の確保に相当の効用を有する土地という側面を有するものとともに、都市における多様な建築的土地利用が期待されるものがあり、土地所有者の意向等を踏まえ、都市計画上保全すべき農地(生産緑地)と、その他の農地に区分されている。
- 都市農業の特性に応じ、都市住民の参画も得た取り組みを進め、都市農業を持続可能なものとしていくことは、意義が大きいと考えられる。



要望の概要

都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画の検討に着手し、この中で都市農地・緑地の保全やその有効活用等を図るための具体的な施策のあり方及び必要な税制上の措置を検討。

地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度(消費税・地方消費税)

一般物品の最低購入金額の引き下げ等により、地方における更なる免税店の拡大と消費の活性化を図る。

○「日本再興戦略」改訂2015 ー 未来への投資・生産性革命ー (平成27年6月30日閣議決定) (抜粋)

「2,000万人が訪れる年に、外国人観光客による旅行消費額4兆円を目指す」、「2,000万人が訪れる年に、日本全国で40万人の新たな雇用を生み出す」、「地方の免税店数を約6,600店(2015年4月)から、2017年に12,000店規模、2020年に20,000店規模へと増加させる」ことを目標にする。

施策の背景

免税対象品目の拡大(2014年10月実施)、免税手続カウンター制度やクルーズ埠頭における臨時の免税店届出制度の導入(2015年4月実施)により、地方における免税店は順調に拡大しているもの、新たに現場で発生している諸課題を迅速に解決する必要がある。

課題例

- 地方においてよく売れている民芸品・伝統工芸品等は、少額な販売が多く、現行の最低購入金額である10,000円に満たないことが多い。



地域の民芸品・伝統工芸品は単価が2,000~3,000円程度のものが多い



要望の概要

地方における更なる免税店の拡大と消費の活性化に向けた要望

- 免税の対象となる、一般物品の最低購入金額を「10,000円超」から「5,000円以上」に引き下げ。

一般物品



ガラス細工



陶磁器



寄木細工

現 行

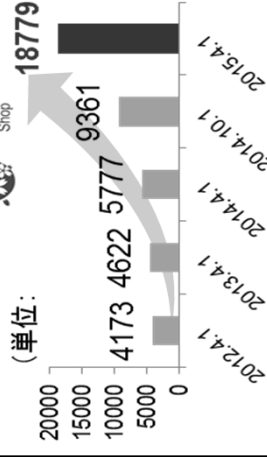
1万円を超えるもの

引下げ

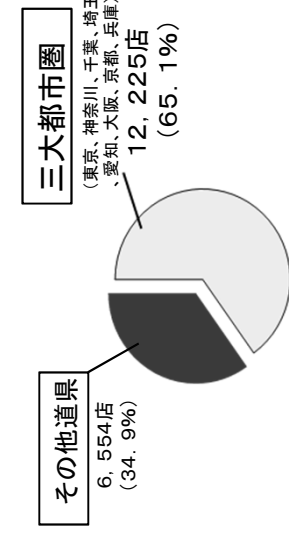
要 望

5千円以上のもの

【免税店数の増加】

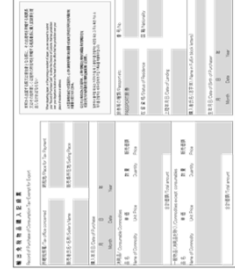


《三大都市圏と地方部の免税店数》



免税手続の電子情報化等、利用者利便の向上、手続の簡素化に向けた要望

- 旅行者情報・購買情報等を店舗において電子的に収集・活用する仕組みの構築に向けた検討と連動して、将来的な免税手続の電子情報化に向けて検討する。



※その他、課題解決に必要な所要の措置を検討する

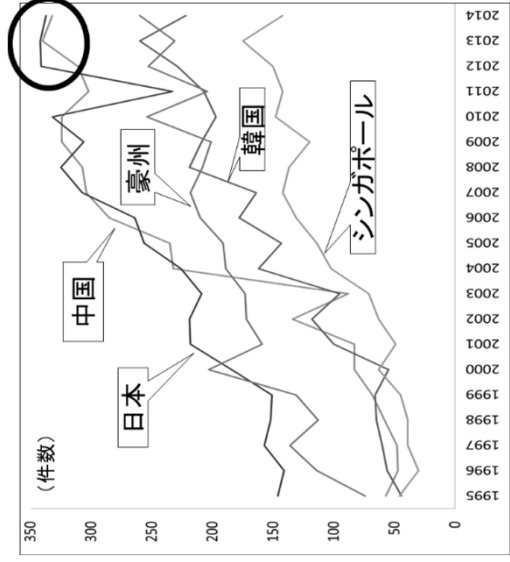
寄附金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大 (所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

我が国における国際会議の開催件数を増加させるため、国際観光振興機構(JNTO)が国際会議の主催者に代わり寄附金を募集し、交付金を交付する制度の対象となる国際会議の要件を緩和し、国際会議の誘致・開催を強力に促進する。

施策の背景

急速な経済成長を背景に、アジアにおける国際会議開催件数の増加は著しく、特に、この10年間は、中国との間で首位の座を競っている状況にある。日本のアジアNo.1の国際会議開催国としての地位を確立すべく、国際会議の更なる誘致・開催が求められる。

アジア・オセアニア主要国の国際会議開催件数



出所)ICCA(国際会議協会)統計より作成

政策上の位置付け

「日本再興戦略」改定2015(平成27年6月30日閣議決定)において「2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。」目標を設定

施策の必要性

- 国際会議は、学会や協会等の非営利の組織が主催しており、国際会議自体は収益性が極めて乏しく、開催経費の多くは関係者の寄附に頼らざるを得ない状況である。
- ⇒ 寄附金を出しやすい環境を整える必要がある。

- 現在の寄附金の要件はICCA(国際会議協会)による国際会議統計の基準に合致していない。
- ⇒ 国際的な基準に合わせる必要がある。

要望の概要

以下の要件に合致する国際会議について、JNTOに寄附をした場合、寄附金の法人税・所得税が控除される。

外国人	おおむね50人以上
参加国数	おおむね10か国以上
全参加者数	おおむね200人以上
開催経費	おおむね2,500万円以上

外国人	おおむね50人以上
参加国数	おおむね3か国以上
全参加者数	要件撤廃
開催経費	おおむね500万円以上

<改正案(ICCAの統計基準に準拠した改正案)>

⇒日本の国際会議の開催件数の底上げを行う。

JR九州の完全民営化に伴う税制上の所要の措置 (事業税・固定資産税・都市計画税)

JR九州が「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律」の適用除外となることに伴い、現在の税制特例について、改正法施行後のJR九州が、改正前と同様に取り扱いられるよう、所要の措置を講ずる。

施策の背景

JR各社は、経営基盤の確立等条件が整い次第、できる限り早期に完全民営化するという基本的な方針に基づき、JR会社法が改正され、JR九州は、JR会社法の適用対象から除外されることとなった。これに伴い、現在、JR九州に対して講じられている税制上の特例について、改正法施行後のJR九州が、改正前と同様に取り扱いられるよう、所要の措置を講ずる必要がある。

要望の概要

◆要望内容：現在、JR九州に対して講じられている税制上の特例について、改正法施行後のJR九州が、改正前と同様に取り扱いられるよう、所要の措置を講じる。

【主な税制上の特例措置】

○三島特例(固定資産税・都市計画税)

【特例措置の対象】

JR九州が所有し、又は借り受け、若しくは利用する事業用固定資産

【特例措置の内容】

課税標準 1/2 に軽減

適用期限：平成29年3月31日まで

三島特例対象(1/2)

鉄道事業用固定資産
(国鉄から承継した資産)

鉄道事業用固定資産

鉄道事業用固定資産
(他から借り受けるもの)

連乗資産は
3/10

○承継特例(固定資産税・都市計画税)

【特例措置の対象】

JR九州が旧国鉄から承継した固定資産

【特例措置の内容】

課税標準 3/5 に軽減

適用期限：平成29年3月31日まで

承継特例対象(3/5)

鉄道事業用固定資産
(国鉄から承継した資産)

国鉄から承継した病院、診療所等

○JR三島会社の事業税の資本割に係る

課税標準の特例措置

【特例措置の内容】

事業税(資本割)の課税標準額を
資本金額に2を乗じたものとする

適用期限：平成31年3月31日まで

(資産の部) (負債・純資産の部)

流動資産	流動/固定負債/その他債務
固定資産	国鉄長期債務見合いの資本準備金
経営安定基金資産	資本準備金(資本金と同額相当) 資本金
経営安定基金	経営安定基金

莫大な額にのぼる国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き資本割の課税標準から控除することが必要不可欠

課税対象

JR北海道・JR四国に交付する助成金に係る圧縮記帳（法人税）

鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道運輸機構」という）からJR北海道及びJR四国に対して交付する、設備投資助成金の100%圧縮記帳を行う。

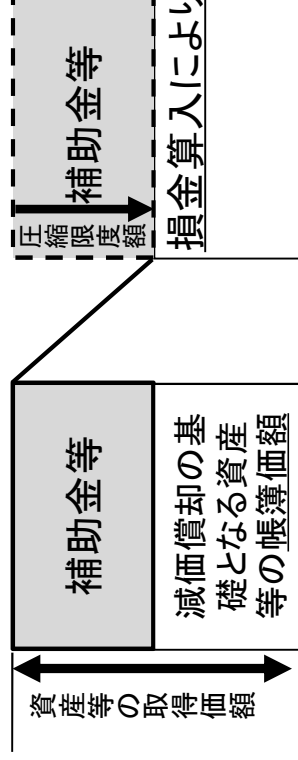
施策の背景

JR北海道及びJR四国については、両社の経営基盤を確立し、経営自立を図ることを目標に、平成23年度より、経営基盤の強化を図るため、鉄道運輸機構を通じて、設備投資に対する支援を行っている。さらに、平成28年度より、必要な安全投資及び修繕を実施することができるようになるため、鉄道運輸機構を通じて、以下のとおり、追加的な支援措置を行うこととしたところであり、圧縮記帳[※]の適用により支援の効果を最大限発揮させることが必要不可欠である。

- ◆追加支援の内容：JR北海道 1,200億円（助成300億円、無利子貸付900億円）
JR四国 200億円（助成 56億円、無利子貸付144億円）

※圧縮記帳

国庫補助金等により取得した資産の取得価額から、当該補助金等相当額以下の金額を控除した金額を帳簿価額とし、取得価額と帳簿価額との差額を損金算入することで、課税対象から除外されることによる課税の繰り延べ。



支援効果の最大化

要望の概要

- ◆特例措置の対象：JR北海道及びJR四国が、鉄道運輸機構の助成により取得又は改良した固定資産
- ◆要望内容：圧縮記帳（100%）5年間（平成28年度～平成32年度）



老朽車両の更新




軌道のPCマクラギ化

並行在来線の鉄道施設に係る特例措置の延長 (登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税)

整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から経営分離される並行在来線の譲受固定資産に係る特例措置を7年間延長する。

施策の背景

- 整備新幹線の開業に伴い、旅客需要が新幹線へ転移するため、輸送量は著しく減少。
 - 近年の少子高齢化やモータリゼーションの進展等により輸送量は更に減少。
 - 並行在来線を経営する第三セクター鉄道を取り巻く経営環境は、各社における様々な増収努力や経費節減努力、さらには沿線地方公共団体の財政支援をもってしても、極めて厳しい状況。
- 
- 並行在来線の経営を引き継ぐ第三セクター鉄道会社において、極めて厳しい経営状況となることが予想される中、その経営の安定化を図り、地域の生活路線・鉄道貨物輸送の維持、整備新幹線の整備の円滑な推進を図るためには、本特例措置が必要不可欠である。

要望の概要

◆特例措置の対象 登録免許税

整備新幹線の開業に伴いJRから経営分離される並行在来線の鉄道施設に係る土地等の所有権等の移転の登記
不動産取得税・固定資産税・都市計画税
整備新幹線の開業に伴いJRから経営分離される並行在来線の譲受固定資産

◆特例措置の内容

登録免許税：免税 不動産取得税：非課税
固定資産税・都市計画税：課税標準20年間1 / 2に軽減

適用期限：平成35年3月31日まで7年間延長

今後の並行在来線の経営分離区間

- 北陸新幹線(平成34年度末開業予定)：北陸線の金沢～敦賀間
- 北海道新幹線(平成42年度末開業予定)：函館線の函館～小樽間
※九州新幹線(平成34年度から可能な限り前倒しで開業予定)
長崎線の肥前山口～諫早間の鉄道施設の所有は、自治体若しくは第三セクターの予定。運行は開業後20年間はJR九州が継続。その後の取扱は協議予定。

都道府県の条例に定める乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長 (自動車取得税)

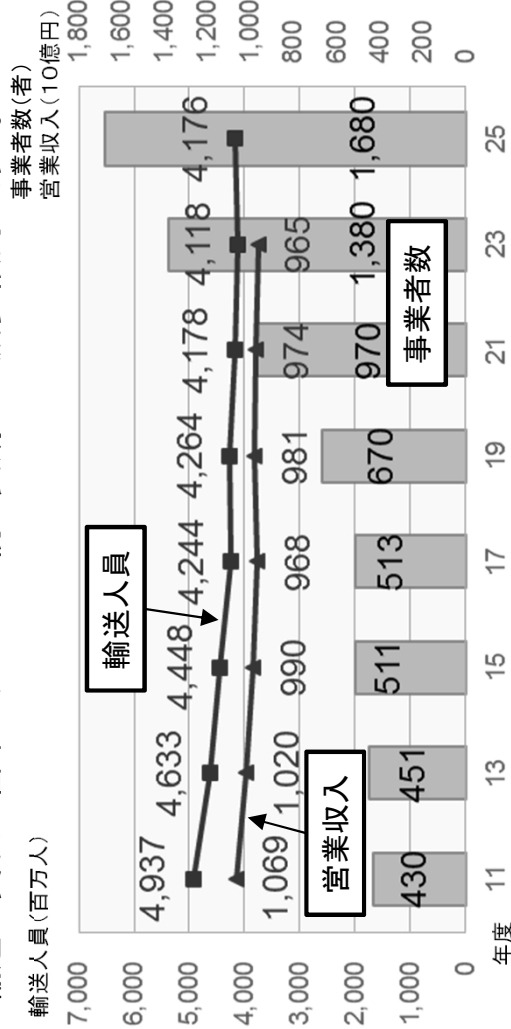
地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を確保・維持・改善するため、都道府県の条例に定める路線（住民生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難なもの）の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置を平成29年3月31日まで延長する。

施策の背景

- 少子高齢化に伴う人口減少やマイカーの増加等により、バス事業の輸送人員が減少を続ける中で、昨今の景気の低迷や燃料価格の高止まり等もあり、バス事業者の経営は極めて厳しい状況に置かれている。
- 地域住民の日常生活に不可欠な足としてバス路線を維持し、公共的使命を果たすとともに、高齢者や障害者をはじめとする誰もがアセスしやすい公共交通機関としての役割の維持や環境にやさしい交通体系の構築を促進するためには、老朽化した乗合バス車両の早期代替が重要である。

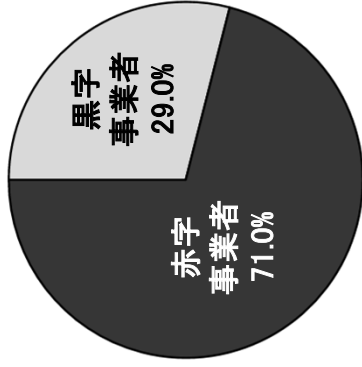
乗合バス事業の現状

輸送人員及び営業収入は引き続き長期的に減少傾向にある。



乗合バス事業者の収支状況

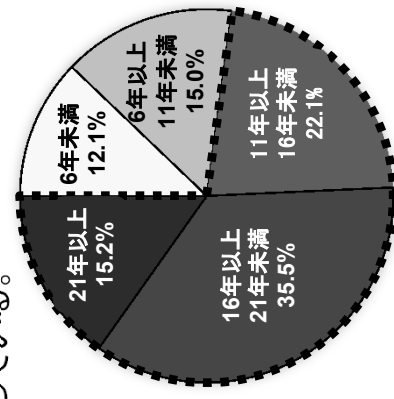
乗合バス事業者の7割強が赤字事業者となっている。



※平成25年度

乗合バス車両の車齢

乗合バス車両の車齢の分布をみると、7割強が11年を超える車両となっている。



※過去7年間に運賃改定を実施した35事業者6,435面の集計

施策の目標

地方バス路線の維持率 98.6% (平成26年度) ⇄ 100% (平成30年度)

国内線航空機に係る特例措置の延長(固定資産税)

安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持を図るため、特例措置の適用期限を2年間延長

施策の背景

我が国航空会社の現状

- グローバル化や航空自由化の進展
- 国際航空市場で厳しい競争に直面
- LCCの本格参入など利用者ニーズの多様化に応じた新サービスの登場

地方路線を巡る環境

- 地方において顕著な人口減少・少子高齢化
- 内部補助など航空会社の企業努力による地方航空ネットワーク維持には限界
- 耐用年数を迎え、機材更新が必要な地域航空会社の小型機が増加

地方航空ネットワーク維持のための支援が必要

具体的施策

要望の概要

〔現行特例措置〕

機体	重量	適用期間	軽減率
大型機 (B777等)	200トン	購入後 3年	2/3に軽減
中・小型機 (B767・B737等)	50トン	2/5に軽減	5年
リージョナル機 (ERJ等)	30トン	1年 その後4年	3/8 2/5に軽減
リージョナル機 (ATR等)		5年	1/4に軽減

【現行】

- 最大離陸重量200トン以上
最初の3年間2/3に軽減
- 最大離陸重量200トン未満
最初の5年間2/5

ただし、地方路線就航時間が2/3以上に限る。
(2/3未満は200トン以上と同率を適用)

- 最大離陸重量50t未満
初年度3/8
その後4年間2/5
- 最大離陸重量30t未満
最初の5年間1/4

ただし、地方路線就航機のうち、羽田・伊丹路線を除く就航時間が2/3以上に限る。
(2/3未満は50トン以上200トン未満と同率を適用)

- 適用期限 平成28年3月31日まで

延長

【要望】

- ◇適用期限の延長
平成30年3月31日
まで2年間延長

政策目標：現行の地方航空ネットワークの維持

車体課税の見直し（自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税・軽自動車税）

○車体課税の見直しについては、平成27年度与党税制改正大綱等に沿って、以下の方向で見直しを行う。

- (1) 自動車取得税については、消費税率10%への引上げ時に廃止する。
- (2) 自動車税及び軽自動車税については、導入が予定されている環境性能割において、技術開発の動向等も踏まえて、事業用自動車や軽自動車への軽減措置等を講じる。
今年度末で期限切れとなる自動車税及び軽自動車税と自動車税のグリーン化特例を延長するとともに、環境性能割の導入時にその軽減を強化する。
- (3) 自動車重量税については、環境性能割の導入にあわせ、エコカー減税の対象範囲を、平成32年度燃費基準の下で見直すとともに、基本構造を恒久化する。

施策の背景

○現行制度の概要

自動車取得税〔地方税〕	
車種区分	税率
自家用自動車（軽自動車を除く）	3%
営業用自動車・軽自動車	2%

＜エコカー減税＞ (H27.4～H29.3)	
対象車（乗用車の例）	内容
電気自動車 等	非課税
H32年度燃費基準+20%達成	
H32年度燃費基準+10%達成	▲80%
H32年度燃費基準達成	▲60%
H27年度燃費基準+10%達成	▲40%
H27年度燃費基準+5%達成	▲20%

自動車税・軽自動車税〔地方税〕	
＜自動車税のグリーン化特例＞ (H26.4～H28.3)	
対象車（乗用車の例）	内容
電気自動車 等	概ね ▲75%
H27年度燃費基準+20%達成	
H32年度燃費基準達成	かつ
H27年度燃費基準+20%達成	
H32年度燃費基準未達成	かつ
H27年度燃費基準+10%達成	概ね ▲50%

自動車税・軽自動車税〔地方税〕	
＜軽自動車税のグリーン化特例＞ (H27.4～H28.3)	
対象車（乗用車の例）	内容
電気自動車 等	概ね ▲75%
H32年度燃費基準	
+20%達成	概ね ▲50%
H32年度燃費基準	
達成	概ね ▲25%

自動車重量税〔国税〕		
＜エコカー減税＞ (H27.5～H29.4)		
対象車（乗用車の例）	初回車検	2回目車検
電気自動車 等	免税	免税
H32年度燃費基準+20%達成		
H32年度燃費基準+10%達成	▲75%	
H32年度燃費基準達成	▲50%	
H27年度燃費基準+5%達成	▲25%	

○与党税制改正大綱（抜粋）

自動車取得税〔地方税〕	
＜平成26年度与党税制改正大綱＞	
○消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に廃止する。	

＜平成26年度与党税制改正大綱＞

- 消費税率10%段階において、自動車取得税の課税として実施する。環境性能割を、自動車税の取得時の課税として実施する。
- ・課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討
- ・税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動
- ・グリーン化特例は、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽減を強化

＜平成27年度与党税制改正大綱＞

- グリーン化特例については、自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例（軽減）とあわせて見直す。

＜平成27年度与党税制改正大綱＞

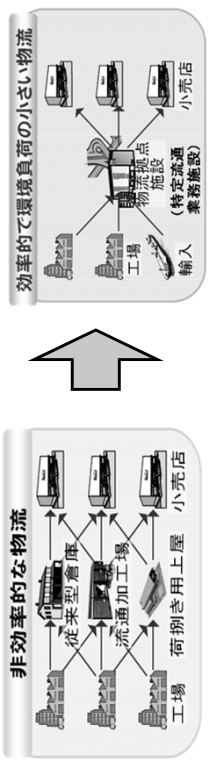
- 消費税率10%への引上げ時の環境性能割の導入にあわせ、エコカー減税の対象範囲を、平成32年度燃費基準の下で、政策インセンティブ機能を回復する観点から見直すとともに、基本構造を恒久化する。
- 平成25年度及び平成26年度与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担の性格等を踏まえる。

新たな物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の創設等 (所得税・法人税・固定資産税・都市計画税)

物流分野における労働力不足、より一層の地球温暖化対策の必要性等、昨今の物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、認定事業者が新たな物流効率化のための計画に基づき取得した以下の事業用資産に係る特例措置を創設するなど、所要の見直しを行う。

施策の背景

【目的】物流の総合化(輸送・保管・荷捌き・流通加工を一体的に実施)に伴う物流の効率化(輸送網の集約化等)促進



【物流総合効率化法の政策のイメージ】

現行の枠組み

従前の環境対策に加え、昨今の物流をめぐる社会情勢(労働力不足等)の変化への対応の必要性

現行の枠組みに加え、新たに創設する枠組み

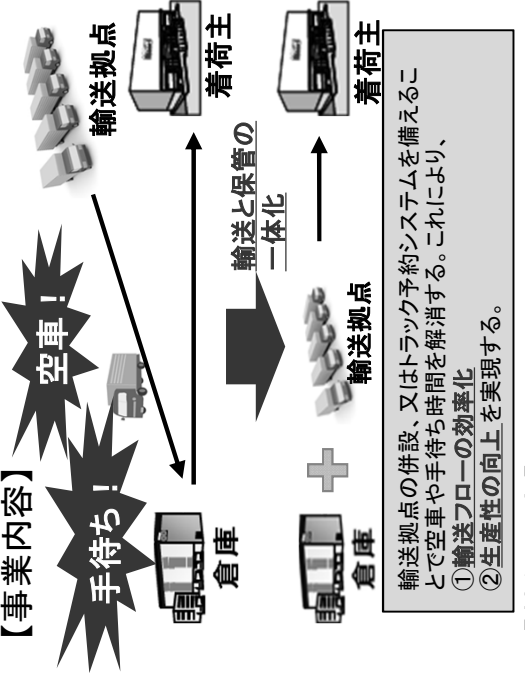
【目的】輸送フローの効率化及びモーダルシフトの一層の促進による物流の効率化

新たな物流効率化のための計画に対する支援制度の創設
複数の事業者が共同で物流の効率化に資する計画を作成し、それに基づき事業を行う場合、所要の支援措置を講ずるものとする。

要望の概要

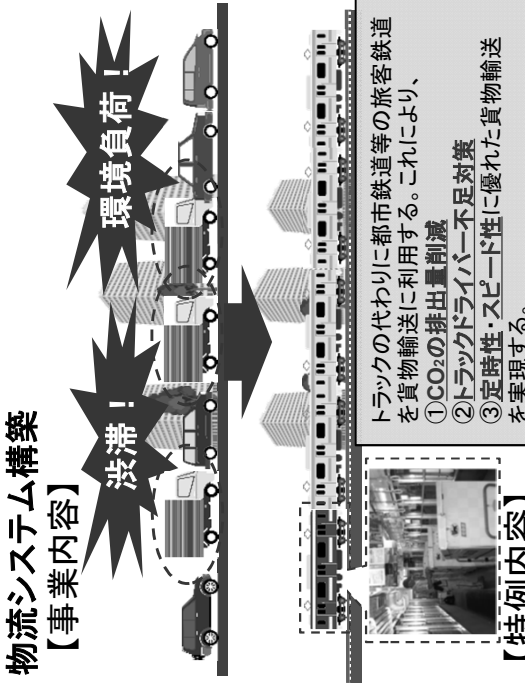
新たな物流効率化のための計画に基づき取得した以下の事業用資産について、税制特例を設ける。

○輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進



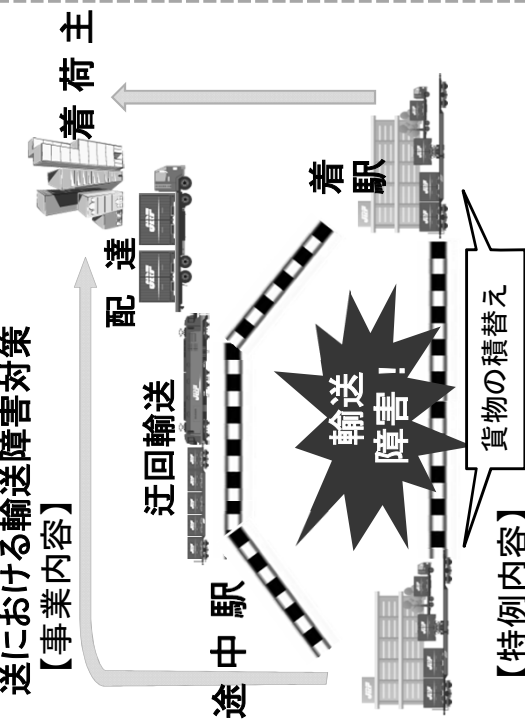
【事業内容】輸送拠点の併設、又はトラック予約システムを備えることで空車や手待ち時間を解消する。これにより、
①輸送フローの効率化
②生産性の向上を実現する。
【特例内容】
・所得税・法人税の割増償却を5年間10%
・固定資産税等の課税標準を5年間1/2等

○都市鉄道等の旅客鉄道を利用した新たな物流システム構築



【事業内容】
①CO₂の排出量削減
②トラックドライバー不足対策
③定時性・スピード性に優れた貨物輸送を実現する。
【特例内容】
・貨物用鉄道車両、貨物搬送装置に係る固定資産税の課税標準を5年間3/5

○モーダルシフト促進のための鉄道貨物輸送における輸送障害対策



【事業内容】
【特例内容】
・トップリフターに係る固定資産税の課税標準を5年間3/5

JR貨物が取得する機関車・コンテナ貨車に係る特例措置の延長 (固定資産税)

JR貨物会社が鉄道貨物輸送の効率化のために取得する、機関車又はコンテナ貨車に係る固定資産税の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

○ JR貨物が保有する車両のうち国鉄から承継した老朽車両は、依然、機関車の約4割、コンテナ貨車の約2割をそれぞれ占めていることから、環境に優しい鉄道貨物へのモデルシフトを推進することによりCO2排出量の削減を図るためには、大量牽引・高速走行が可能な高性能車両への更新を推進する必要がある。

要望の概要

- ◆特例措置の対象 JR貨物が取得した大量牽引・高速走行が可能な機関車及び大量積載・高速走行が可能なコンテナ貨車
- ◆要望内容 固定資産税：課税標準5年間3/5に軽減
適用期限：平成30年3月31日まで2年間延長

【JR貨物の機関車・コンテナ貨車の車両数の推移】

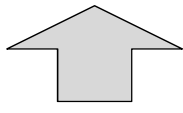
■機関車

	H10.4 現在	H27.4 現在
旧国鉄車両	793 (90%)	238 (39%)
新造車両	87 (10%)	379 (61%)
計	880 (100%)	617 (100%)

■コンテナ貨車

	H10.4 現在	H27.4 現在
旧国鉄車両	4,062 (50%)	1,347 (18%)
新造車両	3,993 (50%)	6,125 (82%)
計	8,055 (100%)	7,472 (100%)

鉄道貨物輸送の効率化のため、高性能車両の導入が必要不可欠



最高速度：95km/h
最高出力：1,147kw

最高速度：110km/h
最高出力：1,920kw

鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の延長及び拡充 (固定資産税・都市計画税)

バリアフリー施策に係る課税標準の特例措置について、対象を拡充するとともに2年間延長する。

施策の背景

- 高齢化が進む我が国において、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題。

【移動円滑化の促進に関する基本方針(平成23年3月31日)】

【交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)】

一日当たりの利用者数が3,000人以上の原則全ての鉄道駅等

- エレベーター等の設置することをはじめとした段差の解消
- ホームドア等設備の整備

(目標年次:平成32年度)

大都市等において、高齢者や障害者、妊産婦等の自立した日常生活や社会生活を確保するため、ホームドアの設置やベビーカーの利用環境改善等、必要な対策を深化。
(ホームドアの設置数2013年度583駅→2020年800駅)

- 公共交通機関のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大な費用がかかる上、取得した施設等の維持管理にもコストがかかるところではあるが、償却資産に対する固定資産税などを減額することにより、施設等の取得にかかる費用及び取得した施設等の維持にかかる負担が軽減されることから、施設等の整備・導入に対するインセンティブになることが見込まれる。

要望の概要

特例措置の内容

【特例対象】

- ・鉄道事業者等によるホームドアシステム及びその設置に係る償却資産(1日あたり利用者数10万人以上の駅)
- ・鉄道事業者等によるエレベーター及びその設置に係る家屋及び償却資産(1日あたり利用者数3千人以上の駅)

【特例内容】

- ・固定資産税及び都市計画税:課税標準5年間2/3に軽減

要望内容

【対象の拡充】

- ・ホームドアシステム及びその設置に係る償却資産の対象に、「利用者数10万人以上の駅を含む路線の駅」、「バリアフリー法上の基本構想に位置づけられた駅」を追加

【期限の延長】

- ・適用期限:平成30年3月31日まで2年間延長



国際船舶の登記に係る特例措置の延長・拡充（登録免許税）

本措置の2年間の延長及び対象船舶の拡充を行い、日本商船隊における国際船舶※の増加を促進し、我が国経済活動を支える安定的な国際海上輸送の確保を通じて、経済安全保障の確立を図る。

※日本船舶であって国際海上輸送の確保上重要なもの

施策の背景

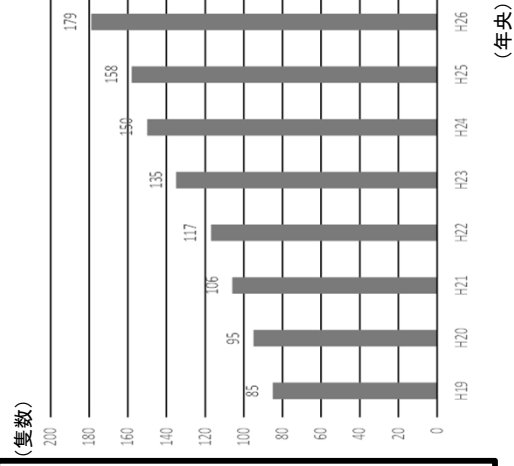
- 我が国においては、輸出入のほぼ全てが外航海運に依存しており、日本商船隊による安定的な国際輸送の確保を通じた経済安全保障の確立は極めて重要。東日本大震災や原発事故の際に、その重要性が顕在化。
- さらに、我が国を取り巻く海洋をめぐる諸情勢の変化も踏まえれば、日本商船隊の中核を担う国際船舶の増加を図ることが、喫緊の課題。
- 近年、新たに登録される国際船舶のうち船齢5歳以上のものの割合が増加。

→ 登録免許税の軽減措置の延長及び対象船舶の拡充を図り、我が国の船舶投資に係る負担を軽減し、国際競争力を確保することが不可欠。

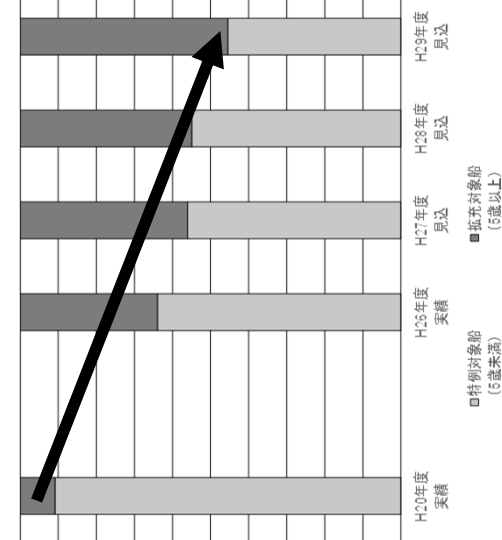
要望の概要

- 国際船舶に係る登録免許税の特例措置（3.5／1000（本則4／1000））
- 適用期限の2年間延長
平成28年4月1日～平成30年3月31日
- 特例対象の拡充
一定の船齢5歳以上の船舶の追加

国際船舶の隻数推移



登録国際船舶に占める船齢5歳以上のものの割合の推移



諸外国の登録免許税又は登録料（1隻当り）

日本（軽減後）	1,925万円
シンガポール	181万円
パナマ	40万円
中国（香港）	24万円
アメリカ	2万円
イギリス	2万円
ドイツ	1万円
デンマーク	非課税
フランス	非課税
オランダ	非課税
リベリア	非課税

（注）船価50億円（10万GT（6.6NT））の例

成田国際空港株式会社の事業用資産に係る特例措置の延長 (固定資産税・都市計画税)

成田国際空港株式会社(以下「成田会社」という。)の経営安定化を図り、成田空港の容量拡大・機能強化を着実に実施することにより、成田空港のアジアのハブ空港としての地位確立を図り、我が国の更なる成長につなげるため、成田会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の軽減措置を2年間延長する。

施策の背景

成田空港の更なる機能強化を図り、アジアのハブ空港としての地位を確立するとの方針。



更なる機能強化の実現のためには、多額の設備投資(駐機場、高速離脱誘導路等)が必要



成田会社の経営のあり方については、首都圏空港における容量拡充の推移、全国の空港経営の在り方に関する議論を踏まえ、検討していく方針。



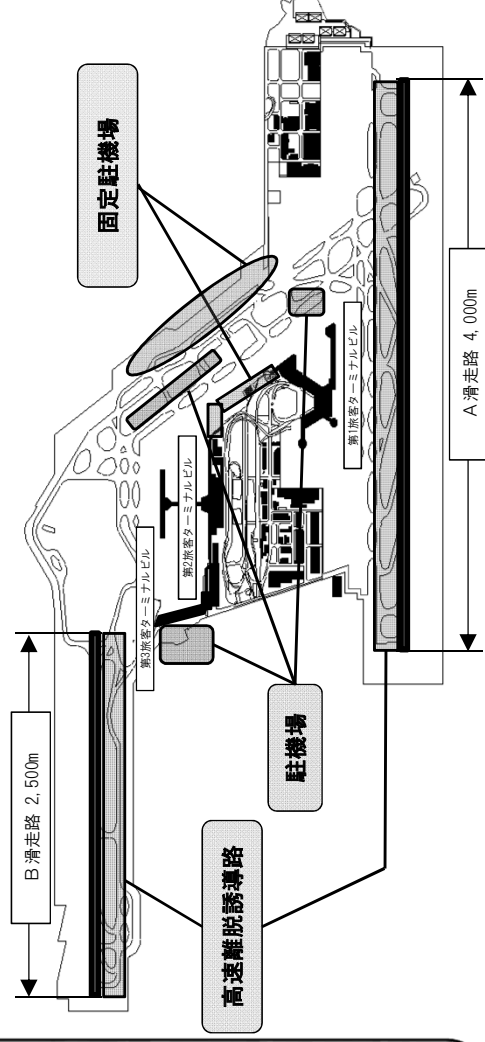
空港間競争が激化する中で、成田会社の経営安定化を図り、成田空港の機能と競争力を継続的に強化する必要



本特例措置の延長による負担軽減が不可欠

※成田空港の容量拡大・機能強化は、周辺自治体の税収増加に寄与するものであり、その推進を図ることが望ましい。

今後の施設整備概要



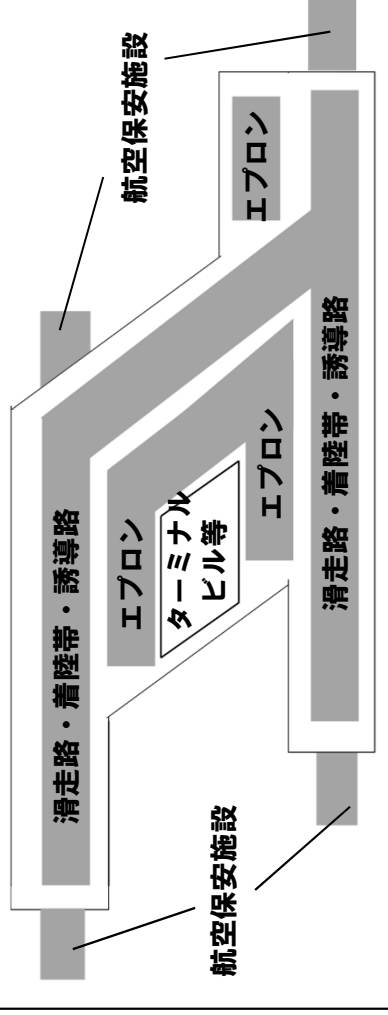
要望の概要

平成27年度末に措置期限が到来する成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の軽減措置(6分の5)について、適用期限を2年間(平成29年度末まで)延長する。

(対象施設)※現行の特例と同範囲

- ①空港基本施設の用に供する土地・構築物(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン)
- ②航空保安施設の用に供する固定資産(進入灯、滑走路灯、計器着陸用施設等)

特例措置の対象施設(青地部分)



IV. 主要項目以外の項目

1. 国土交通省主管

- 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除の特例措置の延長(所得税・法人税・個人住民税等)
- 民間都市開発推進機構の行う業務(支援限度額が拡充された共同型都市再構築業務)を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充(法人税・法人住民税・事業税等)
- 認定誘導施設等整備事業の公共施設等における課税の特例措置の延長(固定資産税等)
- 高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長(不動産取得税)
- 高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が事業の用に供する不動産の取得及び固定資産に係る非課税措置の延長(不動産取得税・固定資産税等)
- 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等に係る要件緩和措置の延長(所得税)
- 認定低炭素住宅に係る特例措置の延長(登録免許税)
- マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税措置の延長(登録免許税)
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律における施行者又はマンション敷地売却組合が要除却認定マンション及びその敷地を取得する場合の非課税措置の延長(不動産取得税)
- 宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置の延長(不動産取得税)
- 昨年末の経済対策を含むこれまでの措置の実施状況や今後の住宅着工の動向等を踏まえた住宅市場に係る対策についての所要の措置
- 地域鉄道の事業用資産に係る特例措置の延長・拡充(固定資産税等)
- 被災鉄道路線の移設に伴う用地取得に係る登記に対する免税措置の延長(登録免許税)
- 新たな重量車排出ガス規制の導入に伴う特例措置の見直し(自動車重量税・自動車取得税)
- 特定離島路線航空機の範囲の拡大(航空機燃料税)
- 独立行政法人の組織の見直しに伴う税制上の所要の措置(国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人海技教育機構)
- 関西国際空港・大阪国際空港に係る公共施設等運営権の設定登録に対する特例措置の廃止(登録免許税)
- 国の補助を受けて取得した被災代替鉄道施設に係る特例の廃止(固定資産税)
- 被災した特定地方交通線特例の対象資産の代替資産に係る特例の廃止(固定資産税)

2. 他省庁主管

- 一時差異等調整引当額についての所要の措置(法人税・法人住民税・事業税)
- 投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し(所得税・法人税・個人住民税等)
- 特定の資産(被災区域の土地等)の買換えの場合等の譲渡所得に係る特例措置の延長(所得税・法人税)
- 被災地の地方公共団体が委託者となる土地信託の登録免許税の免税措置の延長
- 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の延長
- 特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長(所得税・法人税・個人住民税等)

- 東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の特例措置の創設(登録免許税・不動産取得税)
- 復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長及び要件の緩和
- エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の延長・拡充(グリーン投資減税)
- 被災代替償却資産に係る特例措置の延長(固定資産税)
- 被災自動車等に係る特例措置の延長(自動車重量税)
- 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長等(自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税)
- 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長
- 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置の延長(固定資産税)